

物 品 買 受 契 約 基 準

この基準は、物品の買受けに関する契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1 売払人及び買受人は、物品買受契約書（以下「契約書」という。）及びこの契約基準に定めるところに従い、日本の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準を内容とする物品の買受契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。
2. 売払人は、契約書記載の物品を契約書記載の履行期限内に買受人に引き渡すものとし、買受人は、その買取代金を支払うものとする。
3. 買受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
4. 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
5. この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。
6. 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
7. この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
8. 契約書及びこの契約基準における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
9. この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
10. この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

(買受人の請求による履行期限の延長)

- 第2 買受人は、天候の不良その他買受人の責めに帰すことができない事由により履行期限までに買受契約の目的である物品を引き取ることができないときは、その理由を明示した書面により、売払人に履行期限の延長変更を請求することができる。

(売払人の請求による履行期限の短縮又は延長)

- 第3 売払人は、特別の理由により、履行期限を短縮又は延長する必要があるときは、買受人に対して履行期限の短縮変更又は延長変更を請求することができる。

(履行期限の変更方法)

- 第4 履行期限の変更については、売払人と買受人とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、売払人が定め、買受人に通知する。
2. 前項の協議開始日については、売払人が買受人の意見を聴いて定め、買受人に通知するものとする。ただし、売払人が履行期限の変更事由が生じた日（第2の場合にあっては、売払人が履行期限変更の請求を受けた日、第3の場合にあっては、買受人が履行期限変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、買受人は、協議開始の日を定め、売払人に通知することができる。

(物品の引取)

- 第5 買受人は、物品を引き取ろうとするときは、売払人又は売払人が定めた職員の立会のうえ行うものとし、引取が完了したときは、受領書を売払人に提出するものとする。

(買受代金の支払)

第6 買受人は、売払人が発行する請求書により買受代金の支払いをするものとする。

2. 買受人は、前項の規定による請求があったときは、請求書発行日から起算して1カ月以内に買受代金を支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第7 買受人は、この契約の目的物に瑕疵があるときは、売払人に対して、目的物の引渡を受けた日から相当の期間内に目的物の取替え若しくは瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第8 買受人の責めに帰すべき事由により履行期限内に履行を完了することができない場合においては、売払人は、損害金の支払を買受人に請求することができる。

2. 前項の損害金の額は、買受代金額から履行部分に相当する買受代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

3. 買受人の責めに帰すべき事由により第6第2項の規定による買受代金の支払が遅れた場合においては、売払人は、未受領額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を買受人に請求することができる。

(売払人の解除権)

第9 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、履行期限を過ぎても履行しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に物品を引き取る見込みが明らかでないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第12の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品買受契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2. 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、買受人は、買受代金額の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の解除)

第10 売払人は、買受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に反し、又は買受人が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に反したことにより、公正取引委員会が買受人又は買受人が構成員である事業者団体に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、買受人が同法第19条の規定に反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第7項に規定する不当高価購入の場合など売払人に金銭的損害が生じない行為として、買受人がこれを証明し、その証明を売払人が認めたときは、この限りではない。
- (2) 公正取引委員会が、買受人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 買受人(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2. 前項各号のいずれかに該当したときは、売払人が契約を解除するか否かを問わず、売払人の請求に基づき、買受人は、買受代金額の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

3. 買受人は、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を売払人に提出しなければならない。

(その他の解除)

第11 売払人は、物品の引取が完了するまでの間は、第9第1項及び第10第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2. 売払人は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、売払人と買受人とが協議して定める。

(買受人の解除権)

第12 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 売払人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- (2) 天災その他避けることができない事由により、物品を引き取ることが不可能又は著しく困難となったとき。

2. 第11第2項の規定は前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第13 買受人がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、売払人は、その支払わない額に売払人の指定する期間を経過した日から代金支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、売払人の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2. 前項の追徴をする場合には、売払人は、買受人から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第14 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて売払人と買受人とが協議して定める。